



発行 新潟県

第29号

令和2年4月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 485 行政書士に対する懲戒処分（市町村課）
- 486 県税に関する納期限等の指定（税務課）
- 487 県税に関する納期限等の指定（税務課）
- 488 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 489 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 490 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 491 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 492 公有水面埋立の免許出願（漁港課）
- 493 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 494 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 495 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 496 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 497 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 498 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 499 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 500 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 501 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 502 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 503 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 504 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 505 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 506 公共測量の実施（監理課）
- 507 道路の区域変更（道路管理課）
- 508 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 特定調達契約の落札者等（法務文書課）
- 狩猟免許更新講習会の実施（環境企画課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 特定調達契約の落札者等（畜産課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局告示

- 5 公金の収納事務の委託（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 6 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

正 誤

令和2年3月31日付け県報第24号人事委員会規則第14-13号中（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第485号

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する処分をした。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分を受けた行政書士の氏名及び事務所の所在地

(1) 氏名 小原 幸夫

(2) 事務所の所在地 長岡市与板町与板581番地2

2 処分をした年月日 令和2年4月8日

3 処分の内容 戒告

4 処分の理由 小原行政書士は、司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、依頼人から依頼を受けて、平成29年4月19日頃から令和元年5月19日頃までの間、4回にわたり、法務局又は地方法務局に提出する書類である不動産の所有権移転等を登記の目的とする登記申請書を作成した上、平成29年4月20日から令和元年5月20日までの間、4回にわたり、新潟地方法務局長岡支局において、同支局係員に対し、郵送又は持参の方法により、前記各書類をそれぞれ提出するなどして登記申請手続を代理し、司法書士の業務を行った。このことにより、令和元年12月13日に長岡簡易裁判所から司法書士法違反で罰金50万円の略式命令をされている。

以上のことが、行政書士が他の法律において制限された業務を行うことを禁止する、法第1条の2第2項の規定に違反すると認められる。

◎新潟県告示第486号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和元年11月新潟県告示第678号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までの間に到来するもの（法人の県民税及び事業税に係るものを除く。）について、令和2年4月30日とする。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

◎新潟県告示第487号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和元年11月新潟県告示第678号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和元年10月12日から令和2年5月28日までの間に到来するもの（法人の県民税及び事業税に係るものを除く。）について、令和2年5月29日とする。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町

◎新潟県告示第488号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
三越タクシービル
新潟県長岡市柏町1丁目1番7号
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月28日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月5日）衛生管理（6時間）
第3日（10月6日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和2年7月31日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円

◎新潟県告示第489号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地

三越タクシービル

新潟県長岡市柏町1丁目1番7号

(2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月28日) 公衆衛生(4時間)
衛生管理(2時間)

第2日(10月5日) 衛生管理(6時間)

第3日(10月6日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和2年7月31日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円

◎新潟県告示第490号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15011	登録年月日	平成15年7月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 新潟米チェックサービス							
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区御新町一丁目842番地27							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	五十嵐 隆	新潟県阿賀野市中潟650	玄米	K1515092				
備考	略称『(有)新潟米チェックサービス』 令和2年4月17日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計16名。							

◎新潟県告示第491号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

株式会社小出中央青果卸売市場
新潟県魚沼市四日町56番地

2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場株式会社小出中央青果卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県魚沼市四日町56番地
果実、蔬菜、加工物

4 認定年月日

令和2年4月8日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第492号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は令和2年4月17日から令和2年5月7日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部港湾課において縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和2年4月8日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D. L. +0.51m) における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点 (北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒) から134度57分37秒, 168.15mの地点

②の地点 ①の地点から197度53分57秒10.00mの地点

③の地点 ②の地点から182度30分04秒40.00mの地点

④の地点 ③の地点から92度30分25秒15.03mの地点

⑤の地点 ④の地点から2度40分02秒49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地, 2839番地, 2840番地, 2840-1番地及び461-1番地の地内並びに同字2838番地, 2840-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑥の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点 (北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒) から121度25分02秒, 180.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から270度00分00秒82.72mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒100.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒90.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒41.89mの地点

(3) 面積

8,788.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第493号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市夏針205番地	瀧澤 健一 (理事長)
〃	〃 矢津509番地	松尾 裕樹
〃	〃 阿弥陀瀬395番地	瀧澤 直人
〃	〃 矢津1631番地	塚野 邦彦
〃	〃 熊沢1128番地	落合 均
〃	〃 下阿弥陀瀬554番地	松尾 芳人
〃	〃 川内261番地	酒井 政幸

監事	〃	夏針191番地	瀧澤	一之
	〃	下阿弥陀瀬769番地	松尾	和宏
	〃	矢津1517番地11	佐藤	志信

就任年月日 令和2年3月30日

2 退任

理事	五泉市	夏針205番地	瀧澤	健一 (理事長)
	〃	〃	松尾	裕樹
	〃	新潟市中央区紫竹1丁目17番15号	山崎	克志
	〃	五泉市阿弥陀瀬285番地	石本	陽一
	〃	〃	松尾	芳人
	〃	〃	落合	均
	〃	〃	酒井	政幸
監事	〃	夏針1647番地	津村	貞雄
	〃	〃	塚野	邦彦
	〃	〃	松尾	和宏

退任年月日 令和2年3月29日

◎新潟県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市	一本杉340番地	皆川	俊和 (理事長)
	〃	〃	高井	一郎
	〃	新潟市秋葉区水田548番地	佐藤	岩雄
	〃	〃	関谷	進一
	〃	〃	須藤	仁
	〃	〃	佐久間	公英
	〃	〃	木沢	富士雄
監事	五泉市	東四ツ屋567番地	佐藤	志津男
	〃	〃	齋藤	春男

就任年月日 令和2年4月4日

2 退任

理事	五泉市	長橋乙801番地	齋藤	忠
	〃	〃	高井	一郎 (理事長)
	〃	〃	皆川	俊和
	〃	〃	佐藤	岩雄
	〃	〃	関谷	進一
監事	〃	〃	須藤	仁
	〃	〃	佐藤	志津男

退任年月日 令和2年4月3日

◎新潟県告示第495号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月17日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	見附市三林町甲262番地	河村 則夫 (理事長)
〃	三条市渡前1942番地	遠藤 強
〃	〃 尾崎3641番地	岩坂 省三
〃	〃 今井177番地	長野 功
〃	〃 福島新田丁985番地	木村 賢一
〃	〃 吉野屋甲4148番地	原田 勝
〃	〃 帯織8820番地	猪本 郁夫
〃	見附市反田町460番地	新井 哲夫
〃	〃 傍所町2201番地	石田 勵嗣
〃	〃 新潟町1154番地	加藤 久夫
〃	〃 片桐町70番地	山下 忠平
〃	三条市東鱈田1076番地	村上 行夫
〃	〃 西中1600番地1	丸山 敏正
〃	長岡市鶴ヶ曾根957番地	久須美 求
〃	〃 大口1113番地	鈴木 正
監事	三条市長嶺甲45番地	角田 均
〃	〃 鬼木新田250番地	高橋 一夫
〃	見附市坂井町乙129番地乙	長橋 悦雄

就任年月日 令和2年4月1日

2 退任

理事	見附市三林町甲262番地	河村 則夫 (理事長)
〃	三条市千把野新田106番地	渡邊 長榮
〃	〃 尾崎3641番地	岩坂 省三
〃	〃 今井177番地	長野 功
〃	〃 福島新田乙49番地	上木 次郎
〃	〃 北潟甲577番地1	今井 茂
〃	〃 帯織8820番地	猪本 郁夫
〃	見附市新潟町1154番地	加藤 久夫
〃	〃 片桐町70番地	山下 忠平
〃	〃 傍所町447番地	羽賀 政良
〃	〃 坂井町乙129番地乙	長橋 悦雄
〃	三条市西中1600番地1	丸山 敏正
〃	〃 東鱈田1076番地	村上 行夫
〃	長岡市野口甲18番地	石田 才治郎
〃	〃 大口1113番地	鈴木 正
監事	三条市茅原740番地	梅田 好弘
〃	見附市反田町460番地	新井 哲夫
〃	三条市長嶺甲45番地	角田 均

退任年月日 令和2年3月31日

◎新潟県告示第496号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合の定款の変更を令和2年4月8日認可した。

令和2年4月17日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和2年4月3日認可した。

令和2年4月17日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第498号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和2年4月8日認可した。

令和2年4月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第499号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和2年4月9日認可した。

令和2年4月17日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第500号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を令和2年4月7日認可した。

令和2年4月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和2年4月20日から令和2年5月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 中里土地改良区	朴木沢	農業用排水施設整備(基盤整備促進)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	十日町市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和2年4月20日から令和2年5月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 十日町土地改良区	小坂	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	十日町市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、津南町の一部を受益地域とする県営赤沢地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月20日から令和2年5月21日まで

3 縦覧に供する場所

中魚沼郡津南町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営鑑坂第3地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年4月20日から令和2年5月21日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第505号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和2年3月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社富田建設
長谷川 富士雄
- 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町平堀1212-6
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-15）第1539号
- 5 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年3月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社安藤組
安藤 清
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市城岡1-3-30
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第6096号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ユーテック株式会社
佐藤 智英
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区鎌倉507-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43219号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社櫻沢組
若松 輝明
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区河渡1-9-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第3327号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高橋基礎屋
高橋 力成
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市大字人橋422-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第13059号
-

- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社川崎ボイラー工業所
川崎 實
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区内島見2923
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第14941号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ハラジン
原 正行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区下曲通29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22311号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
兵工左官工業所
兵工 俊明
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字川島190-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43380号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社相互企業
西 政敏
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区豊1-8-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第39931号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
光陽ボーリング
原口 正之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区黒鳥4865-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42320号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年2月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ARRIVISTE
高田 淳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区江南3-1-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44221号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
東武土木株式会社
矢野 勝弘
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市浦川原区虫川616-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第9636号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

有限会社丸山工業
丸山 平一

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市上沼新田290
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21343号
- 5 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社カネシチ
高橋 登
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市北本町3-56
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39191号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社R I X U S
遠藤 利一
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市荒浜4-4-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45051号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺建設株式会社
渡邊 和広
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区菱潟新田949
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第14809号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和2年3月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
齋藤塗装店
齋藤 精一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区名目所2-1654
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23598号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
米山塗装
井ノ山 忠
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市吉川区東田中962
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第19966号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大一建工
小林 一成
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市上新井1181
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45353号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
諸橋建装
諸橋 武直
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市脇野町2731
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44389号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和2年3月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社テック関屋
堀 恒雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区東萱場2161-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第23474号
 - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年2月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
倉又建築
倉又 一栄
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字梶屋敷1177-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41902号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年2月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山徳建設
徳永 千三
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市山本町2-971
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第18004号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年2月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
宝工業
市川 良一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市頸城区市村1062
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第41100号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和2年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 令和2年4月3日から令和2年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳島信濃坂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区宇津俣字入山557番1から	新	8.2～20.6メートル	57.3メートル
同市牧区宇津俣字入山558番2まで	旧	8.2～19.4メートル	57.3メートル

◎新潟県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柳島信濃坂線
- 2 供用開始の区間
上越市牧区宇津俣字入山557番1から同市牧区宇津俣字入山558番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月17日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その27）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その27)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年7月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県庁(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和2年4月17日(金)から令和2年4月30日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年5月29日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和2年4月17日(金)以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年5月14日(木) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和2年5月19日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その27)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その27)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Network Devices

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 29, 2020

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式（その2）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年7月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和2年4月17日（金）から令和2年5月7日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年6月1日（月） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和2年4月17日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年5月19日（火） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和2年5月25日（月） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式（その2）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式（その2）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

- ア 誓約書の提出
暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。
- イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(2) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Niigata Prefectural Individual Identification Number Management System
System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. Jun 1, 2020
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division
Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950-8570

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名
メール便運送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部法務文書課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和2年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本郵便株式会社 新潟中央郵便局
新潟県新潟市中央区東大通2丁目6番26号
- 5 落札価格
23,587,074円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和2年2月12日

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月20日(土)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、 燕市、佐渡市	5月11日(月) ～6月5日(金)
8月1日(土)	午後1時	午後1時30分	ワークパル上越 (上越市下門前477)	上越市、妙高市、糸魚川市	6月22日(月) ～7月17日(金)
8月2日(日)	午後1時	午後1時30分	新発田市豊浦地区公民館 (新発田市乙次26-2)	村上市、関川村、栗島浦村、 新発田市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町	
8月22日(土)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、 弥彦村、長岡市、見附市、 小千谷市、出雲崎町、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町	7月13日(月) ～8月7日(金)
8月29日(土)	午後1時	午後1時30分	柏崎地域振興局 (柏崎市三和町5-)	十日町市、津南町、柏崎市、 刈羽村	7月20日(月) ～8月14日(金)

			55)		
9月14日(月)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	8月5日(水) ～8月31日(月)

2 受講対象者

平成29年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びびうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの)。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。)

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部(新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課)に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課(025-280-5152)に問い合わせること。

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月11日 (土)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月1日(月) ～6月22日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	
9月6日 (日)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	7月27日(月) ～8月17日(月)
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
11月25日 (水)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	10月19日(月) ～11月4日(水)
			新潟県自治会館 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上(網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上)の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（令和2年7月11日実施）を受験しようとする者にあつては令和2年6月1日から6月22日までの間に、第2回（令和2年9月6日実施）を受験しようとする者にあつては令和2年7月27日から8月17日までの間に、第3回（令和2年11月25日実施）を受験しようとする者にあつては令和2年10月19日から11月4日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025-280-5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 落札に係る物品等の名称及び数量

C S F生ワクチン（シード） 見込数量 21,780本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者決定日

令和2年4月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社アグロジャパン

新潟県新潟市江南区曙町5丁目1番3号

- 5 落札金額
1本当たり 1,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和2年2月21日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察官用冬服類及び合服類の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 男性警察官用冬服上衣	300着
〃 冬服ズボン	600本
〃 冬活動服	289着
イ 女性警察官用冬服上衣	57着
〃 冬活動服	41着
〃 冬服ベスト	45着
〃 冬服ズボン	91本
ウ 男性警察官用合服上衣	440着
〃 合服ズボン	724本
〃 合活動服	418着
エ 女性警察官用合服上衣	51着
〃 合活動服	30着
〃 合服ベスト	50着
〃 合服ズボン	105本
〃 制服用ワイシャツ	258着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア～エの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア～エの件名ごとに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和2年6月16日(火) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和2年6月17日(水) 午後1時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年5月1日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年5月15日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
1. ① Winter jackets for male police officers - 300
② Winter trousers for male police officers - 600
③ Winter workwear for male police officers - 289
 2. ① Winter jackets for female police officers -57
② Winter workwear for female police officers - 41
③ Winter vests for female police officers - 45
④ Winter trousers for female police officers - 91
 3. ① Spring/autumn jackets for male police officers - 440
② Spring/autumn trousers for male police officers - 724
③ Spring/autumn workwear for male police officers - 418
 4. ① Spring/autumn jackets for female police officers - 51
② Spring/autumn workwear for female police officers - 30
③ Spring/autumn vests for female police officers - 50
④ Spring/autumn trousers for female police officers - 105
⑤ Uniform shirts for female police officers - 258
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. May 15, 2020 (Fri.)
- (3) Date of bid opening:
1 : 30P.M. June 17, 2020 (Wed.)
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570
TEL: 025-280-5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局告示

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月17日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟市中央区米山2丁目5番地1
株式会社BSNアイネット
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
五泉市	<u>五泉中央病院</u> (略)	<u>五泉市太田489番地1</u> (略)	五泉市	<u>北日本脳神経外科病院</u> (略)	<u>五泉市太田440-1</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和2年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あきらサポートクラブ	廣井晃	廣井久子	新潟県長岡市美沢2丁目47番1
明日の胎内市を考える会	三宅政一	三宅恵子	新潟県胎内市横道233番地2
石塚健政会	石塚健	石塚りう子	新潟県新潟市北区葛塚3144-1
いながき富士雄後援会	稲垣富士雄	川村吉昭	新潟県新発田市大栄町5丁目7番14号
おぐま正志後援会	加藤戸代一	中村恒夫	新潟県長岡市蓮瀧4丁目6番14号
大森タカオキ後援会	中静昌美	大森昭	新潟県長岡市沢下条丙194番地
岡部かずお後援会	岡部計夫	岡部昭三	新潟県魚沼市青島421番地9
小川ひでお後援会	渡辺みどり	小坂井哲夫	新潟県見附市本所1丁目2番64号
かめだ満を応援する会	名古屋茂樹	吉田日出夫	新潟県見附市本町2-15-25
甲斐もとより後援会	岩田秀夫	近江幸次	新潟県佐渡市潟端343番地
かばさわなおずみ後援会	高橋欣也	樺澤智美	新潟県見附市神保町421番地
桐生清太郎後援会	桐生金吾	桐生正男	新潟県胎内市鼓岡1261番地4
坂上清一後援会	坂上清一	坂上敬一	新潟県胎内市夏井225番地
椿一春後援会	椿一春	鶴巻久美子	新潟県南蒲原郡田上町羽生田丙722番地5

名立修友会	金井正憲	原田秀樹	新潟県上越市名立区瀬戸801-2
永井亮一後援会	桑原章	内山省三	新潟県長岡市来迎寺3963番地
中野ひろえい後援会	松川壽男	中野純雄	新潟県新発田市向中条624番地
花井温郎後援会	丸山徹	花井譲温	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1327
広井あきら後援会	廣井晃	廣井久子	新潟県長岡市美沢2丁目47番1
ふかい邦彦後援会	岩野幸二	深井一美	新潟県五泉市村松字茨塚78-5
祝まさおを励ます会	祝優雄	祝太郎	新潟県佐渡市加茂歌代461
三宅まさいち後援会	三宅政一	三宅恵子	新潟県胎内市横道233番地2
村松二郎後援会	楯澤英男	村山茂樹	新潟県十日町市稲荷町1丁目207-6庭野ビル101
森田きみお後援会	森田君夫	森田陽子	新潟県上越市大和三丁目18-45
柳川たかし後援会	渡辺宏	照田芳紀	新潟県燕市吉田3430の19

正 誤

令和2年3月31日付け新潟県人事委員会規則第14-13号(職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則)186ページの

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。」

は

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。」

の、

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) <u>第2条第3号、第4号、第7号及び第8号</u> に掲げる職員として在職した期間	(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) <u>第2条第3号から第5号まで並びに第8号及び第9号</u> に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間
--	--

は

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) <u>第2条第3号、第4号、第7号及び第8号</u> に掲げる職員として在職した期間	(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) <u>第2条第3号から第5号まで並びに第8号及び第9号</u> に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、 <u>勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。</u>)として在職した期間
--	---

の誤り。